

## 第20回相馬市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和8年2月13日(金)午後1時57分から午後3時42分

2. 開催場所 相馬市役所 正庁(3階)

3. 出席した農業委員(13人)

会	長	14番	前川	正人								
委	員	1番	佐藤	雄一	2番	鹿又	幸也					
		3番	後藤	義昭	5番	中和田	吉彦					
		6番	館山	友美子	7番	小島	良金					
		8番	小田原	正一	9番	瀧澤	正一					
		10番	佐藤	吉美	11番	坂本	雄司					
		12番	廣瀬	恵美子	13番	武島	竜太					

4. 欠席した農業委員(0人)

5. 遅参した農業委員(0人)

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	志賀謙寿
事務局次長兼農業振興係長	新妻暁生
農地係長	門馬優樹
事務局主査	佐藤達也

## 7. 日程

日程第1. 諸般の報告

日程第2. 議事録署名委員の指名

日程第3. 会期の決定

日程第4. 議事

報告第1号 農地等利用最適化推進施策に関する意見書の回答について

報告第2号 専決処分について

報告第3号 報告事項について

(1) 農地転用許可に係る工事進捗報告について

(2) 農地転用許可に係る工事完了報告について

(3) 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について

(4) 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について

(5) 農地使用貸借合意解約届出について

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第4号 現況確認証明申請について

議案第5号 農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断について

議案第6号 農業経営基盤の強化の促進に関する計画(地域計画)の変更について

議案第7号 令和7年度 農地中間管理事業の農用地利用集積等促進計画  
(一括方式) について

## 8. 会議の概要

事務局長        それでは、定刻前ですが、お揃いなので、全員ご起立を願います。一同「礼」。着席願います。

議 長            本日は、第20回相馬市農業委員会総会を招集しましたところ、委員各位には、ご出席をいただきましたことに御礼申し上げます。  
                  それでは、本日出席の農業委員数は、農業委員会等に関する法律第27条第3項に規定する過半数に達しておりますので、直ちに第20回相馬市農業委員会総会を開会いたします。  
                  日程第1、諸般の報告を行います。事務局より報告を願います。事務局長。

事務局長        それでは、先月の総会以降の諸般について、ご報告申し上げます。お手元の資料、諸般の報告をご覧ください。1月27日、火曜日、本日の総会に係る議案書を送付させていただいております。1月28日、水曜日、福島市で後期農業委員会会長・事務局長研修会が開催され前川会長と私が出席しております。また同日ですが佐藤雄一委員と桑折委員に農地の転用事実に関する現地調査を立谷地区で実施させていただいております。2月6日、金曜日、及び9日、月曜日、本日の総会に向けて現地調査を行っております。

議 長            次に、日程第2、議事録署名委員の指名を行います。2番鹿又幸也委員、3番後藤義昭委員、ご兩名を指名いたします。  
                  次に、日程第3、会期の決定についてお諮りいたします。会期は、本日1日間といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

( 「異議なし。」との声 )

                  ご異議なしと認めます。よって、会期は、本日1日間と決定いたしました。

                  次に、日程第4、議事に入ります。報告第1号 農地等利用最適化推進施策に関する意見書の回答について事務局の説明を求めます。事務局。

事務局            報告第1号 農地等利用最適化推進施策に関する意見書の回答

について説明いたします。昨年11月18日に市長に提出いたしました「農地等利用最適化推進施策に関する意見書」に対し、今年の1月6日付けで回答書の提出がございました。回答書の内容の説明のため相馬市農林水産課長より本日の相馬市農業委員会総会に出席したいとの申出がございました。つきましては農林水産課長の出席につきましてお諮りいただきますようお願いいたします。

議 長 お諮りいたします。只今、事務局説明のとおり、相馬市より回答書の説明をいただくため、農林水産課長の入場を許可することに、ご異議ございませんか。

( 「異議なし。」との声 )

議 長 ご異議なしと認めます。農林水産課長の入場を認めます。

( 農林水産課長 入場 )

議 長 それでは、農林水産課長より回答書の説明を求めます。

農林水産 農地等利用最適化推進施策に関する意見書の回答について、説明  
課 長 いたします。

貴職におかれましては、ますますご健勝のこととお喜び申し上げます。また、日頃より市農政につきましては、格別なご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、去る令和7年11月18日付でいただきました意見書に関しましては、今後の農政業務を運営していく上で、重要な案件と受け止め、下記のとおり回答いたします。

#### 1 農地を取り巻く環境の整備

##### ①有害鳥獣対策について

市内におけるイノシシやニホンザルなどによる鳥獣被害については、電気柵設置への補助制度、追い払い花火の配布、市鳥獣被害対策実施隊による駆除活動などの対策に尽力してまいりました。しかしながら、依然としてその効果が限定的であることは課題であり、今後更なる対策が必要であると考えております。

まず、鳥獣被害対策実施隊の活動については、隊員の多くが本業

を持ちながら地域活動を担っている現状があり、活動時間を増やすことには限界があります。そのため効率化を図るべくICT機器の活用を積極的に進めております。具体的には、罠作動時に自動通知が届く捕獲検知システムを導入し、活動の効率化を図っていることや、今後、ドローンを利用した鳥獣の空中搜索技術の導入を進める計画です。また、実施隊員の増員を目的に「猟銃等取得助成金」による補助制度や、「猟銃初心者向けの勉強会」の開催など、新たな担い手の確保にも力を入れてまいります。

また、市は、駆除活動の定期化については、これまでも定期的に捕獲活動を実施しており、イノシシは年間約300頭規模を捕獲しております。しかし、繁殖力の高さから捕獲のみでは十分な対策とはならず、電気柵の適切な設置及び管理や、イノシシが好む藪や草むらの刈り払い活動などの複数の取組が不可欠であると考えます。

ニホンザルに関しては、令和7年8月に設置したGPS発信器により、山上から八幡にかけて生息する群れの移動経路の追跡を行い、群れの効率的な捕獲を進める取り組みをしています。また、放棄果樹が餌場となり、罠による捕獲効率の低下につながっていることから、放棄果樹の撤去を地域住民に呼びかける取り組みも行っています。今後は、更なる捕獲用罠の導入について検討してまいります。

ワイヤーメッシュ柵の設置については、既存の電気柵購入補助制度を拡充し、補助対象に含めることを検討しておりますが、財政上の課題があるため、調整に時間を要しております。現時点では、改正の実施可否やその時期については不透明な状況ですが、引き続き改正に向けた取り組みを進めてまいります。また、団体向けには、国の「鳥獣被害防止総合対策交付金」や県の「野生鳥獣被害防止地域づくり事業」等の補助金制度があります。

市としては、地域との連携を深め、国、県の補助制度の活用について検証するとともに、引き続き、鳥獣被害対策を重要対策として位置づけ、実効性の高い施策を講じてまいりたいと考えております。

## ②水源・水路の維持管理

市は、農業に必要な水源や水路の維持管理が農業経営の基盤強化において重要な課題であると認識しています。これまで地域活動の支援として、「多面的機能支払交付金」を活用しております。この交付金は、農業・農村の多面的機能を維持・発揮するために、地域

の共同活動を支援する仕組みであり、「農地維持支払交付金」と「資源向上支払交付金」の2つの構成で地域資源の適切な保全管理を推進しております。

「資源向上支払交付金」においては、事業実施団体の相違により、水路やため池等の施設の補修作業を専門業者に委託することが可能であり、事務手続きについては、事業実施団体から市への協議書等の提出により実施されています。

「中山間地域等直接支払交付金」においても、事業実施団体の総意により、専門業者に委託することが可能であります。

また、市独自の補助制度として、市が所有している水源や水路などの施設の維持管理等に必要な費用の2分の1を補助する事業を実施しております。

市は、水路やため池などの施設の維持管理については、それらを利用される方々を中心に地域全体で取り組むことが重要と考えており、引き続き、「多面的機能支払交付金」などで、水路等の維持管理や、環境整備にかかる地域活動への支援を積極的に取り組んでまいります。

### ③農業振興地域計画の見直し

国の「農業振興地域制度に関するガイドライン」は令和7年6月に改正されました。改正による主な内容として、農用地区域内農地（青地）の面積については、国より都道府県ごとに確保すべき目標面積が定められることとなり、農用地区域内農地（青地）からの除外に関する規制がより一層厳格化されることとなりました。

県は、国のガイドラインに基づき、令和7年11月27日に「市町村農業振興地域整備計画の策定又は変更にかかる同意に関する事務処理要領」を制定しました。

市としては、国のガイドラインの趣旨及び県の新しい事務処理要領に基づき、農業振興地域計画の見直しに取り組む方針であり、見直しに当たっては、外部委託を用いるのではなく、職員による直営での見直し作業を予定しており、体制が整い次第、見直し作業に着手していきたいと考えております。

## 2 農業経営の安定化に対する支援策

### ①物価高騰への対応

市は、肥料・飼料・生産資材費などの高騰が続いている状況が、農業経営に深刻な影響を及ぼしていると認識しており、農業経営の安定を図るためには、国の主導による継続的な支援策が必要である

と考えております。

市はこれまで、国の交付金を活用し、令和4年度、令和5年度において、農業者の物価高騰による負担軽減を目的に、緊急支援策として「農業者物価高騰支援事業」を実施してまいりました。

市としては、国主体による「農業者物価高騰支援事業」の継続的な取り組みについて、国へ直接意見を述べる機会や関係機関との協議の場を通して働きかけてまいりたいと考えております。

#### ②スマート農業のための機材導入支援

市は、スマート農業により、栽培管理や収穫作業の効率化が可能となり、農業従事者の負担軽減や生産性向上への期待が高まる一方で、導入費用が高まる一方で導入費用が高額のため、導入費用が高額のため、導入の妨げの一因となっていると考えております。

現在、市は、農家からスマート農業機材導入の相談があった場合には、県が実施する「GPS活用によるスマート農業加速化推進事業」を活用し、自動操舵機能付き農業機械や自律飛行機能付きドローン等の導入申請の支援をしております。

市独自の支援については、現段階において財政上の課題もありますが、他の自治体の取り組みなどを研究し、検討してまいりたいと考えております。

### 3 次世代の担い手の育成

#### ①後継者の確保

市は、農業の後継者育成および担い手不足が地域農業の持続性を脅かす深刻な課題であると認識しております。また、次世代の農業人材を取り組みとして、子どもたちが農業の魅力を体感し、農業を具体的かつ身近な職業として捉えられる機会を提供することが重要であると考えております。

市は、東京農業大学と連携し、「サマースクール」を実施しており、地元高校生が農地の観察や分析を行い、生産過程の理解を深めるなど、毎年テーマを設け農業に関する学習を行っております。

また、地元農業法人の協力を得て小学校の児童が「食と農の体験スクール」において、大豆の栽培から収穫までを体験するなど、農業への興味、関心を育む活動を行っております。

さらに、市は、就農希望者や市外からの移住希望者に対し、ホームページ等を活用して支援体制の情報を発信し、相談内容やニーズに応じて「移住定住総合窓口」と連携し、新規就農者の支援体制の充実を図っております。

市としては、今後も、東京農業大学および市教育委員会との連携を強化し、幅広い世代に向けて農業の魅力を伝える取り組みについて継続してまいりたいと考えております。

## ②新規就農者への支援

市は、地域農業の活性化と持続的な経営のためには、新規就農者が安心して農業に取り組める環境の整備が重要であると認識しております。特に、栽培技術の習得や経営面での不安を解消し、安定的に営農を続けていける環境整備が必要と考えております。

このため、市は、就農希望者を対象とした相談窓口を設置し、新規就農者も含め相談内容に応じた支援に務めております。

また、市は、県と連携のもと、農作物の栽培技術に関する講習や研修先の確保などを行っており、新規就農者へ、国、県が実施している「経営開始資金」や「機械導入に関する補助制度」の活用について、積極的に働きかけてまいります。

一方、市独自の財政的な支援については、財政上の課題もありますが、就農者の意見や他の自治体の取り組みなどを、研究し、効果がある取り組みがあれば検討してまいりたいと考えております。

令和8年1月6日 相馬市農業委員会 会長 前川正人様  
相馬市長 立谷 秀清

議長 質疑ありませんか。ご発言願います。

8番 今年度から有害鳥獣対策として、サルの追い払い用花火を配布していただきありがとうございます。しかしながら、この花火では、追い払いの効果がありませんでした。丸森町では、5連発の花火を配布しており、そちらは効果があると聞いております。相馬市でも、5連発花火への変更は考えていますか。

次に、ドローンでのイノシシやサルの空中探索の導入について、ドローンで居場所を見つけても、その場所に行くまでに、イノシシ等が移動してしまうのではないかと、ドローンで探索した後の対策を教えてください。

次に、ワイヤーメッシュ柵への補助について、これまで何度もお願いして参りましたが、財政的に厳しいとの回答でありました。今回、導入に向け検討していくとの回答をいただきましたが、今後の

市の有害鳥獣対策に対する考え方等をお聞かせください。

最後に、新規就農で市外の法人が進出してきます。現在、電気柵への補助は、市内に住所を有する者を対象としており、市外の者が、市内の農地を耕作している場合、補助の対象としていただけないかお尋ねいたします。

農林水産  
課長

只今の4点について答弁させていただきます。

1点目、丸森町で配っている5連発の花火に変更出来るかどうかについて、今年度、既にロケット花火を7,600本配っていることから一定の需要があると思っております。5連発の花火は高額であり、変更については、今のところは考えておりません。

2点目、ドローンですが、1月22日に納品され、現在、市役所内で操作訓練をしたり、実施隊側とドローンの活用方法について協議しているところであります。ドローンを使用し、サル・シカ・イノシシ等の居場所を特定、その行動範囲を把握し、その行動をある程度予測しながら実施隊と連携し、効果的に駆除して行きたいと考えています。

3点目の今後の市の有害鳥獣対策に対する考え方等については、ワイヤーメッシュ柵への補助等を含め、有害鳥獣から農地を守るという観点で、今後も有効な対策を実施出来るよう検討してまいります。

4点目の、電気柵への補助については、現在、市内に住所を有する方を対象に実施しております。新規参入される市外の法人が耕作する農地の有害鳥獣対策については、どのような形で補助出来るか等、今後、検討してまいります。

議長

質疑ありませんか。ご発言願います。

( 「なし。」との声 )

議長

質疑なしと認めます。本件については、回答書のとおり承認されました。ご説明ありがとうございました。

( 農林水産課長 退場 )

議長

次に、報告第2号 専決処分についてを議題といたします。(1)

農地の転用事実に関する照会について事務局より説明を求めます。  
事務局。

事務局

報告第2号 専決処分について、ご説明申し上げます。(1) 転用事実に関する照会について、今月は1件の照会がありました。番号1について、福島地方法務局相馬支局登記官から、令和7年12月9日付けで「農地の転用事実について」照会があり、回答については、農林水産省通知に基づき、照会の日から、2週間以内に回答する必要があるため、専決処分として取り扱わせていただきました。申請人の住所、氏名、土地の所在はそれぞれ議案書記載のとおりであり、当時の許可申請の内容は現況確認証明に基づく証明となります。なお、当時の許可申請者は既に死去しているため、本件は同許可申請者の子からの照会です。ここで、現況確認証明申請について、説明いたします。現況確認証明とは、福島県現況確認証明書等交付事務取扱要領に基づき、実施しているものの一つで、同要領は農地の権利の設定・移転及び地目の変更に関する登記手続等との関連で各種証明書を交付するものです。そして、現況確認証明の多くは、その土地が森林の様相を呈しているなど農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な土地である場合、具体的には山林や原野であることを証明し交付しておりますが、そのほかにも、農地法施行（昭和27年10月21日）以前に既に住宅等の人為的な転用行為がなされ、現在も継続した状態である土地を対象として、「農地法の適用を受けない土地である」旨の証明をすることも可能であり、本件はこの要件に該当するものです。では議案書に戻りまして、番号1については、令和7年12月17日に2番農業委員、12番農業委員、大野地区担当志賀委員、同大和田委員とともに確認を行い、転用目的「宅地用地」として、転用目的のとおり使用していることを確認し、令和7年12月17日に土地の現況を「非農地の宅地」と回答いたしました。

次に、番号2について、こちらも令和7年12月9日付けで照会があり、専決処分として取り扱いさせていただきました。申請人の住所、氏名、土地の所在はそれぞれ議案書記載のとおりであり、当時の許可申請の内容は農地法第5条に基づく所有権の移転（売買）となります。なお、申請人は、許可申請者である譲受人本人です。令和7年12月17日に2番農業委員、12番農業委員、大野地区担当志賀委員、同大和田委員とともに確認を行い、転用目的「道路

用地」として、転用目的のとおり使用していることを確認し、令和7年12月17日に土地の現況を「非農地の道路」と回答いたしました。

議長 質疑ありませんか。ご発言願います。

( 「なし。」との声 )

議長 質疑なしと認めます。本件については、事務局報告のとおり承認されました。

次に、報告第3号 報告事項についてを議題といたします。(1) 農地転用許可に係る工事進捗報告について(2) 農地転用許可に係る工事完了報告について(3) 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について(4) 農地法第18条6項の規定による通知書の受理について(5) 農地使用貸借合意解約届出について事務局の説明を求めます。事務局。

事務局 報告第3号 報告事項について、事務局よりご報告いたします。(1) 農地転用許可に係る工事進捗報告について、今月は6件の報告を受理いたしました。番号1から番号3については、去る2月6日、6番、7番、8番委員及び地区担当推進委員とともに現地調査を実施し、工事の進捗状況を確認いたしました。番号4から番号6については、去る2月9日、10番、11番、12番委員及び地区担当推進委員とともに現地調査を実施し、工事の進捗状況を確認いたしました。(2) 農地転用許可に係る工事完了報告について、今月は4件の報告を受理いたしました。番号1から番号3については、追認による農地転用許可となっているため、現地調査を省略しております。番号4については、去る2月9日、10番、11番、12番委員及び地区担当推進委員とともに現地調査を実施し、農地転用の許可条件のとおり工事が完了していることを確認いたしました。(3) 農地法第3条の3第1項の規定による届出書について、今月は3件の届出を受理いたしました。権利の取得事由についてはいずれも相続によるものとなっており、番号3を除き、農業委員会によるあっせん等の希望はありませんでした。番号3については、畑のみ農業委員会によるあっせん等の希望がありましたので、地区担当の農業委員、推進委員にあっせんを依頼させていただいて



次に、許可基準第2号について譲受人は、個人であるため非該当です。許可基準第3号について議案書記載のとおりで該当ありません。許可基準第5号について譲受人に転貸・質入れ等の事実がないため非該当です。許可基準第6号、地域調和要件について議案書記載のとおりで地域の調和が損なわれるような問題はありません。なお、地区担当推進委員からも現地調査にて「意見なし」との回答をいただいております。以上の事から許可相当と判断しました。

次に、2番案件について1月30日、地区担当推進委員と2名で現地にて許可申請の内容確認をしました。なお、譲受人は遠方のため、地元で世話役の親族の立会いのもと現地調査を行い、夕方に本人と電話にて許可申請の内容確認をしました。権利の設定内容は、所有権の移転（贈与）になります。実質的には1番案件の譲受人の祖母との交換になります。譲受人の農業機械の所有状況・世帯における従事者と従事状況・経営面積については議案書記載のとおりです。譲受人には不耕作地がないことを確認しております。許可基準第1号・第4号については要件を満たしております。許可基準第2号について譲受人は個人ですので非該当です。許可基準第3号について議案書記載のとおりで該当ありません。許可基準第5号について譲受人に転貸・質入れ等の事実がないため非該当です。許可基準第6号、地域調和要件について議案書記載のとおりで地域の調和が損なわれるような問題はありません。なお、地区担当推進委員からも現地調査にて「意見なし」との回答をいただいております。以上の事から許可相当と判断しました。

3番案件について1月30日、地区担当推進委員と2名で、譲受人と現地にて許可申請の内容確認をしました。申請人・申請地の所在等は議案書記載のとおりです。権利の設定は、所有権の移転（売買）になります。譲受人の農業機械の所有状況・世帯における従事者と従事状況・経営面積については議案書記載のとおりです。譲受人は現地調査にて不耕作地がないことを確認しております。許可基準第1号・第4号については要件を満たしております。許可基準第2号について譲受人は個人ですので非該当です。許可基準第3号について議案書記載のとおりで該当ありません。許可基準第5号について譲受人に転貸・質入れ等の事実がないため非該当です。許可基準第6号、地域調和要件について議案書記載のとおりで地域の調和が損なわれるような問題はありません。なお、地区担当推進委員からも現地調査にて「意見なし」との回答をいただいております。以

上の事から許可相当と判断しました。

議 長 続いて、番号4番について担当委員举手願います。13番武島竜太委員お願いします。

13番 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、4番案件を報告いたします。去る2月1日に、地区担当推進委員と現地を確認し聞き取り調査を実施いたしましたので結果を報告いたします。申請人・申請地は議案書記載のとおりです。権利の移転設定内容は、所有権の移転（売買）になります。なお、この案件は議案第3号1番案件に関連するものです。申請人は、住宅建設用地購入の際、譲渡人の希望により残りの農地も含め購入することとなりました。許可基準ですが申請人は非農家で農作業経験は乏しいのですが長年の菜園への夢があり家族間の協力を得られること・小型農業機械を購入すること・妻の実家は農家で、その指導と支援を受けることで許可基準1号から6号まで問題はないと判断いたしました。ただ、周囲が住宅地なので作業時の騒音・異臭等、環境に配慮すること・また、雑草の除去・土の飛散の防止などを、口頭で指導しました。なお、地区担当推進委員からも「意見なし」との回答をいただきました。以上の事から許可相当と判断しました。

議 長 次に、事務局より、補足説明を求めます。事務局。

事務局 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、事務局より補足説明いたします。まず、番号1及び番号2について、どちらの申請地も双方の譲受人の現在の所有農地に近接しており、耕作を効率的に行いたいとの考えから、番号1の譲受人より、実質的に農地を交換する提案があり、申請に至ったものとなります。なお、番号2の譲受人は市外居住者であります。耕作の際には市内椎木に居住している譲受人の親族の居宅を拠点とするものであります。次に、番号3について補足説明いたします。こちらは、譲渡人が農地の処分を検討していたところ、現在の耕作者である譲受人に引き受けてもらえることとなり、申請に至ったものとなります。次に、番号4について補足説明いたします。こちらは、「本総会議案第3号1番案件」と関連しており、譲受人は申請地に隣接する農地を自己住宅用地として農地転用し、そちらに居住しながら耕作する予定

であります。

議 長 質疑ありませんか。ご発言願います。

( 「なし。」との声 )

議 長 質疑なしと認めます。次に、討論に入ります。ご発言願います。

( 「なし。」との声 )

議 長 討論なしと認めます。採決いたします。本件に関し、許可することにご異議ありませんか。

( 「異議なし。」との声 )

議 長 ご異議なしと認めます。よって、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請については、原案のとおり可決いたします。

次に、議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局より説明を求めます。事務局。

事務局 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について、審査内容を説明申し上げます。申請人・申請地及び併用地は、議案書に記載のとおりです。申請人が農地を相続した際に、申請地が既に物置、下屋、駐車場及び回転広場用地として使用されており、違反転用状態であることが判明したため、今般顛末書をつけて申請をしたものです。なお、申請地の違反転用は申請人が、農地転用許可が必要だと認識しておらず、許可を受けないまま約30年前から物置用地等として使用していました。転用許可基準第3号の転用事業の確実性は、議案書記載のとおりであり、③転用行為の妨げとなる権利もありません。また、⑥併用地の有無は、申請人所有の宅地です。書類審査の結果は、各項目ともに問題ないと判断いたしました。

議 長 続いて、調査担当委員より、調査の報告を願います。担当委員挙手願います。7番小島良金委員お願いします。

7 番 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について、1番

案件です。去る、2月6日、6番委員・8番委員・地区担当推進委員・事務局2名とともに、現地調査を行いました。調査担当委員を代表して報告いたします。申請人・申請地及び併用地は議案書記載のとおりです。許可基準第1号、立地基準について申請地は、飯豊小学校および飯豊幼稚園と道路を挟んだ西側に位置しています。また、敷地に隣接する市道は幅が4メートル以上あり、水道および下水道が敷設されているため「公益施設便益区域内農地の要件」に該当しますので第3種農地になり、立地基準は満たしております。従って許可基準第2号は該当しません。続いて、許可基準第4号は、議案書に記載のとおりの方策で周辺農地への影響・支障はないと判断しました。また地区担当推進委員からも現地調査にて「意見なし」との回答をいただいております。以上の事から許可相当と判断しました。

議 長 質疑ありませんか。ご発言願います。

( 「なし。」との声 )

議 長 質疑なしと認めます。次に、討論に入ります。ご発言願います。

( 「なし。」との声 )

議 長 討論なしと認めます。採決いたします。本件に関し、許可することにご異議ありませんか。

( 「異議なし。」との声 )

議 長 ご異議なしと認めます。よって、議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請については、原案のとおり可決いたします。

次に、議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局より審査内容等について説明を求めます。事務局。

事務局 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について、事務局より審査内容を説明申し上げます。案件1について、譲受人、譲渡人及び申請地は、議案書に記載のとおりです。転用後の用途は、

一般住宅用地です。また、譲受人は、新たに住居を建設し移り住む予定です。権利の移転設定の内容は、所有権の移転（売買）です。工事期間は、許可の日から10カ月を予定しております。転用許可基準第3号の転用事業の確実性は、議案書記載のとおりであり、③転用行為の妨げとなる権利もありません。書類審査の結果は、各項目ともに問題ないと判断いたしました。次に、案件2について、譲受人・譲渡人及び申請地は、議案書に記載のとおりです。転用後の用途は、一般住宅用地です。また、譲受人は、新たに住居を建設し、移り住む予定です。権利の移転設定の内容は、所有権の移転（売買）です。工事期間は、許可の日から8カ月を予定しております。転用許可基準第3号の転用事業の確実性は、議案書記載のとおりであり、③転用行為の妨げとなる権利もありません。なお、現地調査時に調査担当委員から指摘のありました、進入路設置に伴う許認可については、現在道路法第24条に基づく道路工事設計承認申請書を提出済みであり、許可見込みがあることを確認しております。書類審査の結果は、各項目ともに問題ないと判断いたしました。次に、案件3について、譲受人・譲渡人・申請地及び併用地は、議案書に記載のとおりです。なお、譲渡人間及び譲受人とは親戚関係です。また、譲渡人が相続した際に、申請地が既に物置、カーポート及び通路用地として使用されており、違反転用状態であることが判明したため、今般顛末書をつけて申請をしたものです。なお、申請地の違反転用は譲受人が、譲渡人の亡兄弟から承諾を得たものの、農地転用許可が必要だと認識しておらず、許可を受けないまま約30年前から物置用地等として使用していました。権利の移転設定の内容は、所有権の移転（贈与）です。転用許可基準第3号の転用事業の確実性は、議案書記載のとおりであり、③転用行為の妨げとなる権利もありません。また、⑥併用地の有無は、譲受人所有の宅地です。書類審査の結果は、各項目ともに問題ないと判断いたしました。次に、案件4について、譲受人・譲渡人及び申請地は、議案書に記載のとおりです。転用後の用途は、一般住宅用地です。また、譲受人は、新たに住居を建設し、移り住む予定です。権利の移転設定の内容は、所有権の移転（売買）です。工事期間は、許可の日から8カ月を予定しております。転用許可基準第3号の転用事業の確実性は、議案書記載のとおりであり、③転用行為の妨げとなる権利もありません。書類審査の結果は、各項目ともに問題ないと判断いたしました。

次に、案件5について、譲受人・譲渡人及び申請地は、議案書に記載のとおりです。転用後の用途は、穀物乾燥施設、倉庫及び駐車場用地です。また、譲受人は自宅近くに穀物乾燥施設を所有していますが、近隣に住宅が増えてきたことに伴い、周辺環境への影響を考慮して、申請地に新たに乾燥施設等を建設する計画です。権利の移転設定の内容は、所有権の移転（売買）です。工事期間は、許可の日から6カ月を予定しております。転用許可基準第3号の転用事業の確実性は、議案書記載のとおりであり、⑤行政庁の免許、許可等の処分について、備考欄記載のとおり、申請地は農業振興地域内農用地区域であるため、農林水産課より相馬農業振興地域整備計画の変更通知を受けております。ここで、農業振興地域内農用地区域については、立地基準の観点から原則として許可できないとされていますが、例外として農振法第8条第4項に規定する農用地利用計画において指定された用途に供する場合、例えば農業用施設等は許可できるものです。書類審査の結果は、各項目ともに問題ないと判断いたしました。次に、案件6について、譲受人・譲渡人及び申請地は、議案書に記載のとおりです。譲渡人間は親子の関係になります。転用後の用途は、太陽光発電事業用地です。権利の移転設定の内容は、所有権の移転（売買）です。工事期間は、許可の日から6カ月を予定しております。転用許可基準第3号の転用事業の確実性は、議案書記載のとおりであり、⑤行政庁の免許、許可等の処分は、備考欄記載のとおり、東北電力ネットワークの太陽光発電設備系統連携承諾を確認しております。書類審査の結果は、各項目ともに問題ないと判断いたしました。

議長 続いて、調査担当委員より、調査の報告を願います。番号1番について、担当委員挙手願います。6番館山友美子委員願います。

6番 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について、1番案件です。2月6日に、7番委員・8番委員・地区担当推進委員・事務局2名とともに現地調査を行いました。担当委員を代表して調査結果を報告いたします。申請人・申請地については議案書記載のとおりです。本件は、一般住宅用地としての地用を目的とした所有権移転（売買）するための許可申請です。許可基準第1号立地基準について、申請地は、第1種中高層住居専用地域の中にある農地ですので、第3種農地のため、立地基準は満たしております。従って、

許可基準第2号は、該当しません。続いて、許可基準第4号は、議案書記載のとおりの方策で、周辺農地への影響・支障はないと判断しました。また、地区担当推進委員からも現地調査にて「意見なし」との回答をいただいております。以上の事から許可相当と判断しました。

議長 続いて、番号2番について、担当委員挙手願います。7番小島良金委員願います。

7番 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について、2番案件です。2月6日に、6番委員・8番委員・地区担当推進委員・事務局2名とともに現地調査を行いました。担当委員を代表して調査結果を報告いたします。申請人・申請地については議案書記載のとおりです。許可基準第1号の立地基準ですが申請地は第1種低層住居専用地域で用途区域内農地ですので第3種農地で立地基準は満たしております。従って、許可基準第2号は、該当しません。続いて、許可基準第4号は、議案書記載のとおりの方策で、周辺農地への影響・支障はないと判断しました。また、地区担当推進委員からも現地調査にて「意見なし」との回答をいただいております。以上の事から許可相当と判断しました。

議長 続いて、番号3番について、担当委員挙手願います。8番小田原正一委員願います。

8番 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について、3番案件です。去る2月6日に、6番委員・7番委員・地区担当推進委員・事務局2名とともに現地調査を行いました。担当委員を代表して調査結果を報告いたします。申請人・申請地については議案書記載のとおりです。権利の移転設定内容は、所有権の移転（贈与）になります。転用後の用途は、物置・カーポート及び通路用地となります。許可基準第1号ですが、概ね10ヘクタール未満の農地であり第2種農地となります。許可基準第2号ですが申請地が住居地に隣接しており申請地以外での事業は不可能と判断いたしました。以上の事から立地基準は満たしております。続いて、許可基準第4号は、議案書記載の①②③とおりの方策で、周辺農地への影響・支障はないと判断しました。許可基準第5号は該当ありません。また、

地区担当推進委員からも現地調査にて「意見なし」との回答をいただいております。以上の事から許可相当と判断しました。

議 長 続いて、番号4番について、担当委員挙手願います。10番佐藤吉美委員お願いします。

10番 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について、4番案件です。去る2月9日に、11番委員・12番委員・地区担当推進委員・事務局2名とともに現地調査を行いました。調査担当委員を代表して報告いたします。譲受人・譲渡人は議案書記載のとおりです。許可基準第1号の立地基準について、申請地は概ね10ヘクタール以上の規模の一団の農地域内にある農地で、第1種農地となります。しかしこの案件は不許可の例外事業の集落接続事業に該当する転用計画です。許可基準第2号は、該当しませんが代替地の検討結果もあり妥当と判断いたしました。以上の事から立地基準は満たしております。許可基準第4号は、議案書記載のとおりの方策で、周辺農地への影響・支障はないと判断しました。また、地区担当推進委員からも現地調査にて「意見なし」との回答をいただいております。以上の事から許可相当と判断しました。

議 長 続いて、番号5番について、担当委員挙手願います。11番坂本雄司委員お願いします。

11番 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について、5番案件です。去る2月9日に、10番委員・12番委員・地区担当推進委員・事務局2名とともに現地調査を行いましたので調査担当委員を代表して調査結果を報告いたします。譲受人・譲渡人・申請地につきましては、議案書記載のとおりです。転用後の用途は、穀物乾燥施設・倉庫及び駐車場用地となります。権利の移転設定内容は、所有権の移転（売買）になります。許可基準第1号の立地基準について、申請地は農業振興地域内の農用地です。しかし、この案件の転用目的が、議案書記載のとおり穀物乾燥施設・倉庫を目的とする農業用施設の整備です。次に許可基準第2号は、第2種農地ではないので非該当ですが代替地の検討を行っています。以上の事から立地基準は満たしております。許可基準第4号は、議案書記載のとおりの方策で、周辺農地への影響・支障はないと判断しました。また、

地区担当推進委員からも現地調査にて「意見なし」との回答をいただいております。以上の事から許可相当と判断しました。

議 長 続いて、番号6番について、担当委員挙手願います。6番館山友美子委員をお願いします。

6 番 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について、6番案件です。去る2月6日に、7番委員・8番委員・地区担当推進委員・事務局2名とともに現地調査を行いましたので調査担当委員を代表して調査結果を報告いたします。譲受人・譲渡人・申請地につきましては、議案書記載のとおりです。本件は、太陽光発電事業用地としての利用を目的とした所有権移転（売買）の許可申請です。許可基準第1号立地基準については、申請地は、用途地域である第1種住居地域の中にある農地ですので第3種農地のため立地基準は満たしております。従って許可基準第2号は、該当しません。続いて、許可基準第4号は、議案書記載のと通りの対策で、周辺農地への影響・支障はないと判断しました。また、地区担当推進委員からも現地調査にて「意見なし」との回答をいただいております。以上の事から許可相当と判断しました。

議 長 質疑ありませんか。ご発言願います。

（ 「なし。」との声 ）

議 長 質疑なしと認めます。次に、討論に入ります。ご発言願います。

（ 「なし。」との声 ）

議 長 討論なしと認めます。採決いたします。本件に関し、許可することにご異議ありませんか。

（ 「異議なし。」との声 ）

議 長 ご異議なしと認めます。よって、議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請については、原案のとおり可決いたします。

次に、議案第4号 現況確認証明申請についてを議題といたします

す。調査担当委員より、調査の報告を願います。番号1番について、担当委員挙手願います。8番小田原正一委員願います。

8 番 議案第4号 現況確認証明申請について、1番案件です。去る2月6日に6番委員・7番委員・地区担当推進委員・事務局2名とともに現地調査を行いました。調査担当委員を代表して報告いたします。申請人・申請地は議案書記載のとおりです。申請地は昭和60年ころまで桑畑として使用していましたが、その後、養蚕業を廃業したため不耕作となりました。現地調査の結果、申請地目のとおり山林と判断いたしました。また、地区担当推進委員からも現地調査にて「意見なし」との回答をいただいております。

議 長 続いて、番号2番・3番について、担当委員挙手願います。12番廣瀬恵美子委員願います。

12番 議案第4号 現況確認証明申請について、2番・3番案件についてご報告申し上げます。去る2月9日に10番委員・11番委員・地区担当推進委員・事務局2名とともに申請地の現況を確認してまいりました。2番案件ですが、申請地は議案書に記載のとおり接道がなく、申請地へ進入するためには隣接地を通行して進入せざるを得なく大変不便であるという理由から不耕作地となり申請地周辺の状況からも、今後も農地として耕作することは困難と判断いたしました。従って農地の現況は申請地目のとおりすべて山林と証明申請書を交付することが適当であると判断いたしました。次に3番案件ですが申請地は議案書記載のとおり、水源地が少なく水管理が難しいことや日当たりが悪く湿地であるなどの理由から不耕作地となり今後も農地として耕作することは困難と判断いたしました。従って農地の現況は申請地目のとおりすべて原野と証明申請書を交付することが適当であると判断いたしました。

議 長 次に、事務局より、補足説明を求めます。事務局。

事務局 議案第4号 現況確認証明申請について事務局からの説明は特にございませぬ。

議 長 質疑ありませんか。ご発言願います。

( 「なし。」との声 )

議 長 質疑なしと認めます。次に、討論に入ります。ご発言願います。

( 「なし。」との声 )

議 長 討論なしと認めます。採決いたします。本件に関し、委員報告のとおり証明することにご異議ありませんか。

( 「異議なし。」との声 )

議 長 ご異議なしと認めます。よって、議案第4号 現況確認証明申請については、委員報告のとおり証明することに決せられました。

次に、議案第5号 農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断についてを議題といたします。本件に関し、番号1番から番号74番について、相馬市農業委員会会議規則第8条の規定により、一括議題といたしたいと存じますが、ご異議ありませんか。

( 「異議なし。」との声 )

議 長 ご異議がないようですので一括議題といたします。事務局より、説明を求めます。事務局。

事務局 議案第5号 農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断について、審査いただくにあたり、お手元に参考資料と書かれた資料をお配りしております。こちらは現地調査時における調査担当委員の農地・非農地の判断を参考として記載しているものです。このあとの調査担当委員からの報告と併せてご確認ください。

議 長 続いて、調査担当委員より、調査の報告を願います。番号1番から25番までについて担当委員挙手願います。8番小田原正一委員願います。

8 番 議案第5号 農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断について、ご報告させていただきます。去る2月6日に、6番

委員・7番委員・地区担当推進委員・事務局2名とともに現地調査を行いました。調査担当委員を代表してご報告いたします。現地調査の結果番号1番から番号25番までを山林と判断いたしました。

議 長 続いて、26番から74番までについて担当委員挙手願います。  
12番廣瀬恵美子委員お願いします。

12番 議案第5号 農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断について、ご報告させていただきます。去る2月9日10番委員・11番委員・地区担当推進委員・事務局2名とともに、申請地26番から74番の現況を確認してまいりました。26番から28番を山林・29番から34番を原野・35番から41番を山林・42番から52番を原野・53番を山林・54番から57番を原野・58番から62番を山林・63番および64番を原野・65番を農地・66番を原野・67番を山林・68番から71番を原野・72番を山林・73番を原野・74番を山林と判断しました。

議 長 質疑ありませんか。ご発言願います。

( 「なし。」との声 )

議 長 質疑なしと認めます。次に、討論に入ります。ご発言願います。

( 「なし。」との声 )

議 長 討論なしと認めます。採決いたします。本件に関し、委員報告のとおり番号65番を除き非農地と判断することにご異議ありませんか。

( 「異議なし。」との声 )

議 長 ご異議なしと認めます。よって、議案第5号 農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断については委員報告のとおり番号65番を除き非農地と判断することに決せられました。

次に、議案第6号 農業経営基盤の強化の促進に関する計画(地域計画)の変更についてを議題といたします。事務局より説明を求

めます。事務局。

事務局 議案第6号 農業経営基盤の強化の促進に関する計画（地域計画）の変更について説明いたします。山上地区の「山岸・須萱」・「横川・並木」・「金谷原・物倉」および玉野地区の「東玉野」・「玉野」計5地区において今後の担い手などを定めた地域計画の変更案について1月15日付けで相馬市長より意見を求められことから提出するものです。本件の経緯につきましては昨年11月13日の農業委員会総会に上程しました目標地図の素案に基づき12月8日玉野公民館において、12月17日に山上公民館において、それぞれ地区担当の農業委員・農地利用最適化推進委員にも参加を呼びかけていただきながら地区座談会を開催いたしました。座談会においては素案の地図を見ながらそれぞれの農地について現状の耕作者や今後の担い手などについて意見交換をしながら目標地図の変更についてご発言をいただきました。さらに当日都合がつかなかった農業者の方々からのご意見を踏まえ相馬市が作成しましたのが別紙の目標地図および地域計画となっております。なお、これらにつきましては、地区担当の農業委員・推進委員にあらかじめご覧いただき「意見なし」との回答をいただいております。

議長 質疑ありませんか。ご発言願います。

（ 「なし。」との声 ）

議長 質疑なしと認めます。次に、討論に入ります。ご発言願います。

（ 「なし。」との声 ）

議長 討論なしと認めます。採決いたします。本件に関し「意見なし」とすることにご異議ありませんか。

（ 「異議なし。」との声 ）

議長 ご異議なしと認めます。よって、議案第6号 農業経営基盤の強化の促進に関する計画（地域計画）の変更については「意見なし」とすることに決せられました。

次に、議案第7号 令和7年度農地中間管理事業の農用地利用集積等促進計画（一括方式）についてを議題といたします。

番号1番については、7番小島良金委員が農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定による議事参与の制限に該当することから7番小島良金委員は暫時の間、退場願います。

（ 7番 小島良金委員 退場 ）

議 長 事務局より説明を求めます。事務局。

事務局 議案第7号 令和7年度農地中間管理事業の農用地利用集積等促進計画（一括方式）について、番号1番について説明します。権利の設定人および非設定人は議案書記載のとおりです。契約期間が満了するに伴い再度利用権を設定する契約です。なお、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の要件はすべて満たしております。

議 長 質疑ありませんか。ご発言願います。

（ 「なし。」との声 ）

議 長 質疑なしと認めます。次に、討論に入ります。ご発言願います。

（ 「なし。」との声 ）

議 長 討論なしと認めます。採決いたします。本件に関し、意見なしとすることにご異議ありませんか。

（ 「異議なし。」との声 ）

議 長 ご異議なしと認めます。よって、議案第7号 令和7年度 農地中間管理事業の農用地利用集積等促進計画（一括方式）については意見なしとすることに決せられました。7番小島良金委員の入場を認めます。

（ 7番 小島良金委員 入場 ）

議 長 7番小島良金委員にご報告いたします。議案第7号 番号1番  
令和7年度農地中間管理事業の農用地利用集積等促進計画（一括方式）  
については「意見なし」とすることに決せられました。

続いて、番号2番については、11番坂本雄司委員が農業委員会  
等に関する法律第31条第1項の規定による議事参与の制限に該  
当することから11番坂本雄司委員は暫時の間、退場願います。

（ 11番 坂本雄司委員 退場 ）

議 長 事務局より説明を求めます。事務局。

事務局 議案第7号 番号2番について、権利の設定人および非設定人は  
議案書記載のとおりです。契約期間が満了するに伴い再度利用権を  
設定する契約です。なお、農地中間管理事業の推進に関する法律第  
18条第5項の要件はすべて満たしております。

議 長 質疑ありませんか。ご発言願います。

（ 「なし。」との声 ）

議 長 質疑なしと認めます。次に、討論に入ります。ご発言願います。

（ 「なし。」との声 ）

議 長 討論なしと認めます。採決いたします。本件に関し、意見なしと  
することにご異議ありませんか。

（ 「異議なし。」との声 ）

議 長 ご異議なしと認めます。よって、議案第7号 番号2番 令和7  
年度 農地中間管理事業の農用地利用集積等促進計画（一括方式）  
については意見なしとすることに決せられました。11番坂本雄司  
委員の入場を認めます。

（ 11番 坂本雄司委員 入場 ）

議 長 1 1 番坂本雄司委員にご報告いたします。議案第7号 番号2番  
令和7年度 農地中間管理事業の農用地利用集積等促進計画（一括  
方式）については「意見なし」とすることに決せられました。

議 長 続いて、番号3番から68番までについて相馬市農業委員会会議  
規則第8条の規定により一括議題といたしたいと存じますがご異  
議ありませんか。

（ 「異議なし。」との声 ）

議 長 ご異議がないようですので一括議題といたします。事務局より説  
明を求めます。事務局。

事務局 議案第7号 番号3番から68番までについて、番号3番から番  
号67番まで、権利の設定人および非設定人は議案書記載のとおり  
です。契約期間が満了することから再度、利用権を設定する契約で  
す。番号68番について、権利の設定人および非設定人は議案書記  
載のとおりで、契約期間の満了に伴い、新たな耕作者が利用権を設  
定する契約となっています。なお、農地中間管理事業の推進に関す  
る法律第18条第5項の要件はすべて満たしております。

議 長 質疑ありませんか。ご発言願います。

（ 「なし。」との声 ）

議 長 質疑なしと認めます。次に、討論に入ります。ご発言願います。

（ 「なし。」との声 ）

議 長 討論なしと認めます。採決いたします。本件に関し、意見なしと  
することにご異議ありませんか。

（ 「異議なし。」との声 ）

議 長 ご異議なしと認めます。よって、議案第7号 番号3番から68

番 令和7年度 農地中間管理事業の農用地利用集積等促進計画  
(一括方式)については「意見なし」とすることに決せられました。  
以上で、提出された議案すべて終了といたします。

本日、決定したことの取扱いについては議長に一任願いたいと存  
じますがご異議ありませんか。

( 「異議なし。」との声 )

議長 ご異議なしと認めます。以上をもちまして、第20回相馬市農業  
委員会総会を閉会といたします。

相馬市農業委員会会議規則第18条第1項及び第2項の規定により署名する。

相馬市農業委員会 会長 前川 正人

議事録署名委員 2番 鹿又 幸也

議事録署名委員 3番 後藤 義昭